

○農林水産省  
経済産業省 令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第一百二十二条及び第三百四十九条第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月一日

農林水産大臣 森山 裕

経済産業大臣 林 幹雄

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年 農林水産省  
経済産業省 令第三号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項中「定める書面」の下に「（同項の届出書に第四項第四号口に掲げる事項を記載する場合には、これらの書面に加え、主務大臣が定める書類）」を加え、同条第三項中「次項各号に掲げる事項」の下に「（同項第四号口に掲げる事項を除く。）」を加え、「あらかじめ」を「あらかじめ、同項第四号口に掲げる事項に変更があるとき又は前項の主務大臣が定める書類の記載事項に重要な変更があるときは

遅滞なく」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

四 金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等である者にあつては次に掲げる事項

イ 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六に規定する措置（同条第十項及び第十一項の規定により同条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の規定が適用されない取引に係るものを除く。）を講ずるに当たつて、同条第七項の規定に基づき、店頭商品デリバティブ取引（同項第一号イに規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引（同条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。）に含めることとしている旨

ロ 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する措置を講ずるに当たつて、主務大臣が定める方法により同号イの潜在的損失等見積額を算出する場合にあつては、主務大臣が定める事項

別表第一一連の取引報告書の項記載事項の欄中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同項記載上の注意の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八

号を第七号とし、第九号を第八号とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等である特定店頭商品デリバティブ取引業者に該当する者は、この省令の施行後遅滞なく、この省令による改正後の商品先物取引法施行規則（以下「新規則」という。）第六十八条第四項第四号に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書（同号ロに掲げる事項が記載されているものに限る。）には、新規則第六十八条第二項の主務大臣が定める書類を添付しなければならない。

2 新規則第六十八条第三項の規定は、前項の届出書又は書類の記載事項の変更について準用する。